

立山町災害時協力井戸登録事業 ～登録申請のながれ～

地震などの災害時には、断水により生活用水などが不足する恐れがあります。立山町では、災害時の応急的な給水体制を確保するために、個人や企業などの井戸の所有者から協力者を募り、「災害時協力井戸」として登録する制度を行っています。ご協力いただける場合は、以下の申請のながれに沿って、ご登録ください。

1 登録の対象となる井戸かどうかを確認する

災害時協力井戸として登録するためには、次の要件のすべてに該当する必要があります。

《登録の要件》

- (1) 登録しようとする井戸が立山町内に所在すること
- (2) 井戸水を汲み上げるための電動式又は手動式のポンプ、つるべ等があること
- (3) 井戸枠などがあり安全に使用できること
- (4) 井戸の所有者又は管理者により継続的かつ適正に管理されていること
- (5) 災害時に無償で井戸水を提供できること
- (6) 井戸の周囲に水を汚染するものがないこと
- (7) 井戸の所在地及び管理者の氏名又は名称を公表することに同意できること

2 登録申請書を提出する

立山町総務課行政係(役場2階)に「立山町災害時協力井戸登録申請書(様式第1号)」を提出してください。

3 現地確認に立ち会う

井戸の設置場所の確認のため、役場職員が現地を確認します。井戸の所有者または管理者の立ち会いをお願いいたします。

※町では水質検査は行いません。

4 登録の決定とその周知(登録標識の掲示)

災害時協力井戸の登録について、町から審査結果を通知します。登録が決定した場合は、「登録標識」を送付いたしますので、井戸周辺の見やすいところに掲示してください。

5 登録内容の変更と取消し

※該当があれば

井戸の設置場所や管理者などの登録内容に変更が生じた場合は、「立山町災害時協力井戸登録内容変更届出書(様式第3号)」または「立山町災害時協力井戸登録取消届出書(様式第4号)」を提出してください。

※これらの届け出(申し出)がない限り、登録内容は更新されません。

【お問い合わせ先】
総務課行政係 (☎ 076-462-9965)